

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【会社名】	東海旅客鉄道株式会社
【英訳名】	Central Japan Railway Company
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丹羽俊介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
【縦覧に供する場所】	東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部（注） （名古屋市中村区名駅一丁目3番4号）  東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部静岡支社 （静岡市葵区黒金町4番地）  東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部 （東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）  東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部関西支社 （大阪市淀川区宮原一丁目1番1号）  株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）  株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）  （注）東海鉄道事業本部は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の 便宜を考慮して、縦覧に供する場所としています。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長丹羽俊介は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社22社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的観点から、重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループでは営業収益（連結会社間取引消去後）のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としています。営業収益は会社の規模を測るために客観的な指標として適切なものであり、また、従来適用してきたおおむね3分の2程度という指標の一定割合は、過去の実績と比較して妥当なものであると判断しています。当社グループでは鉄道事業及び鉄道事業と相乗効果を期待できる分野を中心とした事業を営んでおり、中核をなす鉄道事業を営む当社の営業収益が、前連結会計年度において、当社グループの営業収益の8割以上を占めることから、当社1社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点である当社においては、旅客運輸収入が営業収益の大部分を占めることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としての旅客運輸収入及び営業収益の規模拡大とも関連する勘定科目である未収運賃に至る業務プロセスを評価の対象としました。

また、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、繰延税金資産や退職給付に係る負債、賞与引当金など、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告に及ぼす影響が最終的に大きくなる可能性があるものと考え、当社において、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。